

# 平成25年度の保育所保育料より 寡婦(夫)控除のみなし適用を実施します!

## ①寡婦(夫)控除とは?

寡婦控除は、女性の納税者が夫と死別もしくは離婚した後、婚姻をしていない者または夫の生死の明らかでない場合に受けられる控除のことです。控除できる金額は27万円(住民税の場合は26万円)、特定の寡婦に該当する場合は35万円(住民税の場合は30万円)です。

寡夫控除は、男性の納税者が妻と死別もしくは離婚した後、婚姻をしていないこと、または妻の生死が明らかでない場合に受けられる控除のことです。控除できる金額は27万円(住民税の場合26万円)です。

## ②寡婦(夫)控除みなし適用とは?

上記の寡婦(夫)控除は、婚姻していたことが条件となるため同じ「ひとり親世帯」でも、婚姻していたか否かにより、税を決定する際に控除が受けられる方と受けられない方がいて、不公平であると考えています。保育料は「所得税額」または「住民税の課税状況」により算定しますが、西原町では「婚姻によらずにひとり親となった方(税法上の寡婦控除の対象外の方)」に対しても、寡婦(夫)控除をみなし適用し、保育料を算定することとします。

## ③寡婦(夫)控除みなし適用の対象者

「婚姻によらずにひとり親となった方」のうち、保育料が発生(3階層以上)している方。  
 ※ 1階層又は2-1階層の方は、すでに保育料が免除されているため対象外となります。  
 ※ 対象となるかどうかについては、原則として課税される年の12月31日現在の状況で確認します。  
 (平成24年分の所得税については平成24年12月31日現在)

## ④寡婦(夫)控除みなし適用の手続きの流れ

ステップ1: 平成25年度の保育料決定後、申込者ご自身が保育料減免猶予申請書を福祉部福祉課に申請します。

ステップ2: 福祉部福祉課で審査し、結果を通知します。

- ※ 平成25年度の保育料算定より実施します。対象者は平成25年度保育料決定後に申請を行ってください。
- ※ みなし適用を行っても保育料が減免されない場合があります。
- ※ 対象となる保育所保育料は町立保育所及び私立認可保育園の保育料となります。
- ※ 保育料が減免される場合は平成25年4月にさかのぼり減免します。
- ※ 申請期限は平成26年3月31日までです。(申請年度内に限る)

お問い合わせ 福祉部福祉課 保育所係 ☎945-5311

## 病後児保育事業

子どもの急な発熱!でも仕事を休めない...  
そんな時のために登録を行っておくと安心です。

# 4月より新たに利用登録申請が必要です!

### ☆利用方法

事前に福祉部福祉課窓口で利用登録が必要です。  
利用時は利用申請書を直接、実施施設へ提出し、ご利用ください。  
※申請書は福祉部福祉課窓口で配布しています。

### ☆利用例

さいしよに



つぎに



★登録は利用前に行ってください。  
(登録は1年1回ですが、利用する際はそのつど申請が必要です。)

### ☆対象児童

西原町に居住する児童で次のいずれかに該当するもの

- ① 保育所に通所している児童で、病気の回復期にあるため集団保育が困難な児童で、かつ、保護者の就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由により家庭で育児を受けることが困難な児童。
- ② 保育所に通所している児童ではないが、①と同じような状況にある児童(小学校低学年児童等を含む)

☆利用料金 ①保育料 2,000円 (1人あたり日額)  
②食費 500円  
(半日利用の場合は、保育料は半額になります。)

※ ただし、次のいずれかに該当する方は、保育料の免除が受けられます。福祉部福祉課まで申請をお願いします。  
申請がない場合、保育料の免除が受けられない場合がありますのでご注意ください。

- (1)市町村民税非課税世帯 ⇒保育料一部免除(1,000円)※半日の場合は半額
- (2)生活保護世帯 ⇒保育料全額免除

### ☆利用時間

	月	火	水	木	金	土	日
午前	8時半～5時半			8時半～12時	8時半～5時半	8時半～3時半	×
午後				×			

お問い合わせ 福祉部福祉課 子育て支援係 ☎945-5311

国際標準規格 ISO9001:2008 認証取得 預かり金保証制度(国庫補助事業) 加入会社

Since1981 沖縄県知事免許(9)第0928号  
あなたのホームプランナー



地域の不動産業で31年

不動産管理・賃貸仲介・売買仲介・有効活用相談  
不動産のことでしたら何なりとお申し付け下さい。



南風原本店 〒901-1104 沖縄県南風原町宮平641番地の7  
TEL:098-889-4007 FAX:098-889-4033 http://www.nanchan.co.jp E-mail hae@nanchan.co.jp